様式第20号(第85条、第86条関係)

建設物
機械等　設置・移転・変更届

<table>
<tr><td>事業の種類</td><td></td><td>事業場の名称</td><td></td><td>常時使用する労働者数</td><td></td></tr>
<tr><td>設置地</td><td colspan="2"></td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="2">電話　　(　　)</td></tr>
<tr><td>計画の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数</td><td colspan="2">種類等</td><td colspan="2">取扱量</td><td colspan="2">従事労働者数</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>男</td><td>女　　計</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参画者の氏名</td><td></td><td>参画者の経歴の概要</td><td></td><td>電気使用設備の定格容量</td><td>kW</td></tr>
<tr><td>工事着手予定年月日</td><td>年　月　日</td><td>工事落成予定年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
</table>

年　月　日

事業者職氏名

㊞

労働基準監督署長　殿

備考

1　表題の「建設物」及び「機械等」並びに「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。

2　「事業の種類」の欄は、次の業種を除き、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

化学調味料製造業　動植物油脂製造業　紡績業　染色整理業　紙加工品製造業　セロファン製造業　新聞業　出版業　製本業　印刷物加工業　機械修理業

3　「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。

4　「計画の概要」の欄は、建設物又は機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。

5　「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から24の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ　別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ　「種類等」の欄は、有機溶剤等にあってはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあってはその名称を、焼結鉱等にあっては焼結鉱、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあっては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあっては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ　「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉱の種類ごとに記入すること。

ニ　「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

6　「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7　「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8　別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気調和設備、機械換気設備の別)並びに換気の方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9　この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

10　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。